

「学校いじめ防止基本方針」

いじめ防止対策推進法

○第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

基本理念 ～「子どもの権利条例」を踏まえて～

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本市においては、「子どもの権利条例」により、子どもにとって大切な権利を定め、いじめの防止を含め、広く子どもの権利を保障し、子どもの権利の侵害からの救済などの施策を推進してきた。

全ての児童生徒に関係する問題であるいじめの防止等の対策は、児童生徒が安心・安全に生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指さなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめに向かったり、見過ごしたりしないよう、いじめの防止対策は、いじめが、被害の児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、児童生徒が十分に理解することを目指さなければならない。

いじめ防止等の対策は、子どもの尊厳を保持する目的のため、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携の下、取り組まなければならない課題であることを認識し、ここに札幌市いじめの防止等の基本方針を策定するものである。さらに、必要に応じて、点検・評価を実施し、より実効性のあるものとしていく方針である。

【札幌市いじめ防止等のための基本的な方針（第2案）より】



札幌市立大谷地東小学校いじめ防止対策委員会

大谷地東小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月 1日

令和5年4月 1日改訂

令和6年3月31日改訂

1 基本方針

- ◎ 「いじめは人として絶対許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえる」「いじめられている子どもの立場に立つ」という認識をもち、家庭・地域・外部機関と連携を図りながら未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ◎ 子どもたち一人一人の成長を促し、安心して過ごせ、楽しく潤いのある環境を整える指導の充実を目指します。

2 重点的な取組

【未然防止の取組】

～学校として～

- ☆ 全校朝会、学校だより、学年だより、保健だよりなどを活用して「いじめ」について、掲載し、「許さない」「起こさせない」という意志を定期的に伝えていきます。
- ☆ 児童アンケートなどで定期的に子どもたちの交友関係や意地悪、いじめの実態がないかどうかを把握します。(6月、11月の年2回) いじめの兆しの前段階から予防の声掛けや、生活の満足度を高める関わりを行います。
- ☆ スマイル(縦割り活動)や学年間交流などで、互いのよさを認めることや相手を気遣うことを具体的な場面で指導し、コミュニケーション能力の育成に努めます。

～学級として～

- ☆ 一人一人の子どもたちが、のびのびと安心して学べる環境を整えます。
- ☆ 間違えた発言や言動を「馬鹿にする」風潮を生まない経営を心がけます。
- ☆ 互いの長所や短所も受け入れ合うような学級風土をつくり、自己肯定感や自己有用感をもたせるようにします。
- ☆ 道徳の時間を核とした教育課程全体で道徳教育を推進します。特に、特別活動では自主性を大切にしながら、相手の気持ちを想像し、互いに折り合いをつける活動を推進します。

【早期発見の取組】

- ☆ 保健室やスクールカウンセラーなどによる相談室の利用、電話相談窓口について周知します。
- ☆ 中休みや昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもたちが生活する場の状況の把握を行います。
- ☆ 把握した事柄や、気付いた・気になった事柄を職員間で発信し、発信された事柄を過小評価せずに関共有します。

☆ 客観的ないじめの認知判断と組織対応⇒[サインチェックシート及びアセスメントシートの活用](#)

【早期対応】

- ☆ いじめ防止対策委員会において正確な実態把握に努め、指導・支援体制を組みます。
- ☆ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもちます。

3 いじめに対する措置

- ☆ 正確な実態把握に基づき、いじめられた児童や、いじめた児童への対応をします。その後、対象保護者への対応、必要に応じ教育委員会や関係機関等との連携を図ります。
- ☆ 子どもの命や安全を守ることを最優先に、いじめ犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めます。

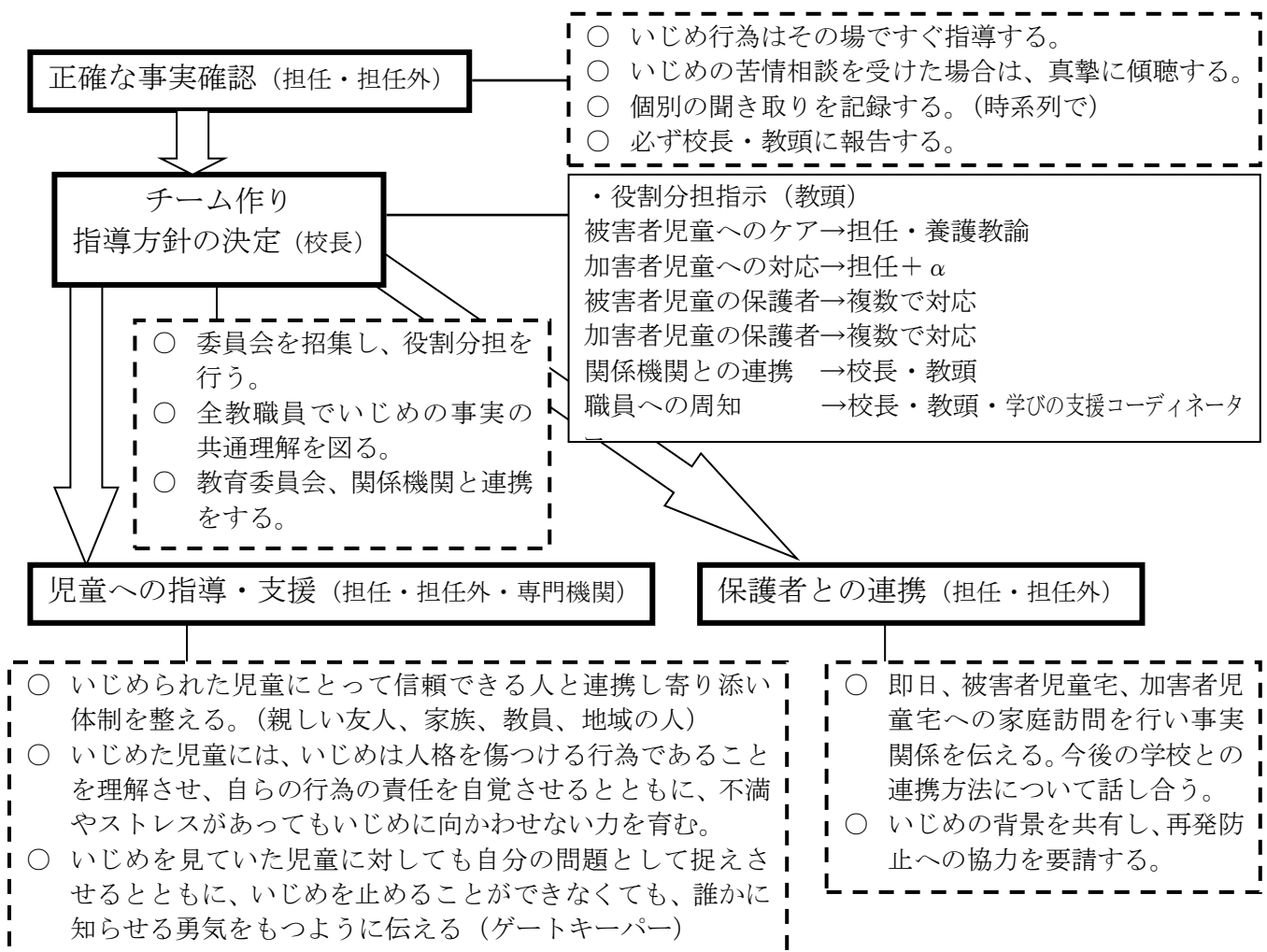
問題となるケースが発生した際の具体的な取組

【 いじめ防止対策委員会 】

- ・ 対策委員（校長・教頭・教務主任・保健主事・学びの支援コーディネーター
・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学年主任
該当学年の担任・養護教諭等）
- ・ 「学びの支援委員会」は「いじめ防止対策委員会」を兼ねることとする。「学びの支援委員会」がない月は、「いじめ防止対策委員会」として実施し、月に1回定例会議を開催する。
- ・ 年3回のアンケート調査実施後には、学級全員の児童と担任が面談をする時間を設定する。
- ・ アンケート実施後には、「いじめ防止対策委員会」を開催し、結果の検証及び組織的な対処方法について定めていく。
- ・ いじめの疑いを把握した場合は、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催することとする。

【 取組の具体 】

- ・ 定例会議を月1回開催する
⇒いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する
- ・ 会議録を作成（校長決済）（R6.3.15 札教児第678号「別紙」に準拠し実施）



【 重大事態発生時の対応 】

- ◎ 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ◎ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

上記の場合については、以下の対応を行う。

- ・学校から教育委員会へ報告する。教育委員会の指示に従い、事案に対処する調査を実施し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

【 事案後の対応 】

- ◎ 週単位、あるいは各週単位で被害児童に「その後」の様子について聞き取り、継続していないかどうかの把握を行う。
- ◎ 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である 3 か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施する。
- ◎ 把握した情報については、被害・加害児童の保護者に、適切に伝え、今後とも家庭での見守りなどもお願いし、学校と家庭の両方で見守っていくことを確認する。
- ◎ 被害児童の安定・安心を第一に考える。また、加害児童のケアも含め、全児童が健全な生活を送ることができるように指導を行う。
- ◎ 学校評価において、いじめ防止の取組に関する項目を位置付け、取組の改善につなげていく。

【 再発防止の対応 】

- ◎ 指導・支援体制に修正を加える。
- ◎ 把握した状況については、被害・加害児童の保護者に適切に伝え、家庭での見取りなどの継続を依頼し、学校と家庭の両方で見守っていくことを確認する。
- ◎ 同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係の集団づくりを進める。